

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

マス・コミ流「現実性」とは? 2

支離滅裂な「社会主義の構想」の「解説」 3

— あまりにもお粗末な「学習テキスト」 —

◇資料と解説◇

「違憲・合法論」と社会党の任務 8

資料1 「違憲・合法論」についての香川県本部の意見書 8

資料2 「違憲・合法論」についての高松総支部の意見書 10

資料3 原発問題についての社会党・総評の確認 11

勤労階級の「安全保障」を犠牲にした 12

独占の「総合安保」予算 12

— 八四年度政府予算案批判(二) —

春闘再生に全力を集中 16

— 第一七回青年団結集会運動の役割と課題 —

岩下武夫著(社会通信社刊)

「ソ連脅威論」の虚構

好評発売中! B6版 二百頁

旬刊 社会通信

NO. 221

一九八四年二月二日

一九八四年二月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

マス・コミ流「現実性」とは？

「ニュー・社会党」の第一の旗印は、「現実的」であることだ、という。それが第一の旗印であるか否かはともかく、「現実的である」ことに何も反対する理由はないようである。

だがちょっと待って欲しい。「ニュー」社会党が「現実的」なのだとすれば、「オールド」社会党はいったい何だったのか。

マス・コミの宣伝によれば、「オールド」社会党は、どうも「現実的」でなかったようである。でなければ、「ニュー」社会党の「新しさ」として、これほどに「現実的である」ことが喧伝される理由はないからである。

「現実的でない」ことの正反対は、「非現実的」ということである。無闇に理想主義的である、観念的である、実現不可能である、など、いろいろな意味がこめられている。そして人は、自分の社会党にたいする旧来のイメージにあわせて、「非現実的」の内容をうけとり、「ニュー」イメージに納得するのである。

だが、実際に「オールド」社会党は、「非現実的」であったのかどうか。社会党員およびその支持者たちは真剣にふり返ってみる必要がある。社会党が過去に、周囲から「非現実的」とラク印を押しされるほどに、労働者・勤労国民の「現実的利益」（無論それらは中・長期的な未来の利益と深い関係をもっているが）からかけはなれたことがあったのだろうか。

否である。断固として否である。無論、不十分さはあったろう。だが、基本的には労働者・勤労国民の「現実的利益」をうち立てたかかってきた。さもなければ、戦後三十年間、野党第一党の地位を確立できてきたわけがないのである。

だとすれば、マス・コミが押す「オールド」社会党は非現実的であった」というラク印はたして何にむけられたのか。

答えは明らかであろう。労働者・勤労国民の利益を「現実性」代表してきた事に押されたのである。したがって、マス・コミの主張してやまない「現実性」とは、労働者・勤労国民の「現実的利益」からのカイ離もしくは、逃避以外の何ものをも意味しない。

社会党員及びその支持者諸氏は、まずもってこのことを肝に銘ずべきである。この自覚なしにマス・コミの「ほめ言葉」に有頂天になるとすれば、それこそ自殺行為である。自分たちの過去のたたかいの歴史を否定するという意味において、同時に、今後のたたかいのあらゆる芽を自からの手でつみとってしまうという意味において。

たとえば、社会党が自から、「長期低落傾向に歯ドメをうった」とする昨年末の総選挙闘争をふりかえてみよう。「現実的」と賞讃される「ニュー」社会党は何を訴えたのか。「金権腐敗政治の打破」「政治倫理の確立」この二本柱以外に何か主張らしい主張はあったであろうか。労働者・勤労国民の日々の生活苦や労働苦を少しでも軽減する具体的な政策があったであろうか。法定ピラを通して何がアピールされたのか。政策ピラがほとんどなかったこと自体、このことを裏書きしてはいないか。

「ニュー」社会党の「現実性」はこのようなものだったのか。これこそ、マス・コミ流の「現実性」だったのではなかったか。

社会党の総選挙闘争における自己批判は、まず第一にこの点に、まったく「マス・コミ流」現実主義に流されていた点におかれなければならない。

支離滅裂な「社会主義の構想」の「解説」

—あまりにもお粗末な「学習テキスト」—

「構想」と民社党綱領

日本社会党は、二月二七、二八日に開かれる第四八回大会（統開）に、前大会までに採択した「八〇年代路線」や「社会主義の構想」（以下「構想」という）の全党的学習運動を展開するという方針を提起するようであるが、その「学習テキスト」になる『解説・新しい社会の創造——われわれのめざす社会主義の構想』（以下「解説」という）がこのほどまとめられた。

本誌でもくりかえし批判してきたようなまちがいだらけの「構想」でも、その全党的な学習運動が展開されることは、逆にその誤りを全党員にひろげ、全党の思想・理論水準をすこしでも向上させるための絶好の機会として大いに歓迎すべきことである。したがってさっそくこの「解説」批判をおこなうことにするが、そのまえに、この「構想」自体の本質を手っとり早くしめすために、民社党綱領といかに酷似しているかをしめしておこう。対比してしめすとつぎのとおりである。

「構想」——「われわれがここをめざす改革目標は、革命によって一夜にして達成される千年王国的な理想像ではなく、長期にわたる連続した社会変革の一過程としてとらえられるものであり」「われわれは、社会主義への道を絶えざる発展、絶えざる社会変革の進展として考える。（将来社会の構図を前もって設定し、一定時点で完結するような社会発展の展望はありえない）」（なおカッコ内の文章は、九月二一日の党中央委員会に提出された草案以前の段階にあった文章である）。

「ある日壮大な政治決戦によって一挙に社会主義が生まれる、というものではない」
民社党綱領 「われわれは、日本の社会にあまねく民主社会主義の理念を普及し、その制度への具体化を計ろうとするものである。しかしこの理念はけっして一朝にして実現されるものではない。それは国民ひとりひとりの不断の自発的な活動にまたなければならぬ」

「われわれは、地上に、それ以上一切の改革を必要としないような完成した社会が実現できると思いあがった主張をするものではない。むしろわれわれの目的は、一步一步現在の社会制度を改革するとともに、どんな制度に対してもその欠陥を見出しそれを克服しようとする知識をもち、道徳的情熱に燃える行動的人間をつくりだすにある。

以上あげた制度の改革も、完成した社会の青写真ではなくして改革の方向を指示するものである。その意味で、われわれの道は、無限の道である」。

このように、「構想」は民社党綱領の後追いではない。民社党も昨年末の総選挙でひさしぶりに議席を伸ばしたが、それでも社会党の三分の一強にすぎず、しかもいまだに結党時の勢力を回復していない。したがって『道』の完全廃棄をゆるし、「構想」がそれに完全にかわり民社党と区別のつかぬような政党に変質してしまふことをゆるせば、「二一世紀」にむけた社会党の未来は、それこそ民社党凋落の後追いの運命でしかありえないで

あろう。

これでは「学習」のやりようがない！

さて、そこで、第一の問題は、「構想」のめざす「社会主義」とは、さきにもたように「革命によって一夜にして達成される千年王国的な理想像ではなく、長期にわたる連続した社会変革の一過程」としてとらえられるもの」だということである。われわれは、もちろん「革命によって一夜にして千年王国的な理想像」が達成されるなどというような馬鹿げたことをいったことは一度もないが、それはともかく、ようするに、革命ぬきの「長期にわたる連続した社会変革の一過程」自体が「社会主義」だということのである。したがって、「構想」の最大の特色の一つは、「長期にわたる連続した社会変革の過程」のなかに、資本主義社会と社会主義社会との区別を解消させ、資本主義の過程それ自体が「社会主義」だということに珍妙きわまる「社会主義像」をうちだした点にある。

だから「提案にあたって」(新報八二年一〇月一日)でも、さらには「構想の特色」は、「社会主義革命路線を長期にわたる連続した変革過程としてとらえることだ。すなわち政治権力を一挙に掌握し、そのもとであらかじめ想定された社会主義改造を短期に達成するという考え方ではなく、社会主義への道を、いまから未来にわたっての長期にわたる連続した変革過程としてとらえていることだ。従って現代もまたその一過程であり」云々とのべているのである。

このように、「社会主義」とはすでに「いまから」はじまり、「従って現代もまたその一過程」だということになると、なによりもまず、「構想」は、資本主義社会と社会主義社会との区別をどうとらえているかということが問題となる。われわれが、なによりもまず「解説」に期待したのは、「構想」はといった資本主義とはどういう社会で、社会主義とはどういう社会なのか、そしてその区別をどうとらえているかという「具体的」な「解説」であった。このもっとも肝心な点の「解説」もなされていないような「学習テキスト」では、「学習」のやりようがないからである。

「構想」をみると、「社会主義はもはや一般論の時代ではなく実際の問題となった。いまわれわれに求められているのは、日本における社会主義の具体像を描きその実現のために前進することである」とあり、「解説」もそのことをしきりに強調している。ところが、そのどこをさがしてもその「具体像」なるものはいっこうにしめされていないのだ。それどころか、「人間解放」だとか、「参加と分権」だとか、「自立・連帯」「公正」「自由」と「民主主義」などといったブルジョア革命のスローガンとなったような、したがって自民党でさえ使っているような空虚な空文句のなかに階級対立を完全に解消させ、資本主義との「具体的」な区別を解消させ、社会主義をまったくわけのわからぬものにしてしまったのである。くりかえすが、そのわけのわからぬ「解説」書では「学習」のやりようがない。

だが、ひょっとすると資本主義下の改良を積みあげていけばいつのまにか「社会主義」になるという、昔からあるいわゆる「なしくずし革命論」の焼き直しなのかもしれない。ところが、第二章の冒頭に「われわれは、社会主義への道を絶えざる発展、絶えざる社会改革の進展として考える。——その改革は、今日の社会システムの根本的な変更を含み、したがって

単なる改良の積み上げではなく」とあり、「一応それを否定しているのである。しかし、いたいこの「社会システム」なるものの「具体的」な内容は何か、またその「社会的システム」が「具体的」にどのように変われば資本主義から社会主義に変わるのかという肝心な点の「解説」はまったくなされていないのである。

だからこの「解説」は、ちよっぴり補足的な説明をつけ加えたりしてはいるが、「構想」の本文と文章的にもほぼ同じ内容をくりかえしているにすぎず、「学習テキスト」としてもあまりにもお粗末である。

支離滅裂な「権力」論

以上の問題だけでも、この「解説」は「学習テキスト」に値しないといわざるをえないが、根本的な問題だけにしばっても、問題点はまだまだたくさんある。

第二の問題は、このように「長期にわたる連続した社会変革の過程」自体のなかに資本主義社会と社会主義社会との区別を解消させたということは、資本主義国家（ブルジョア独裁）と社会主義国家（プロレタリアート独裁）の区別をもそのなかに解消させ、国家の階級性を完全に否定したことを意味する、ということである。

ということは、第四六回党大会において、『八〇年代路線』を採択するにあたって確認された「国家の階級性を否定するものではない」という大会確認に違反していることを意味する。本誌がくりかえし明らかにしてきたように、国家の階級性を認めたということは、プロレタリアート独裁を認めたことを意味するからである。

なぜかという、プロレタリアート独裁は、社会主義社会における国家の階級的性格をいいあらわしたものであって、それは資本主義社会における国家の階級性の必然的結果にほかならないからである。したがって、プロレタリアート独裁を直接に認めるような文章上の確認はなくても、現代国家の階級性を認めた以上、ブルジョア独裁を社会主義革命によってプロレタリアート独裁にかえる以外に社会主義を実現する道はないということにかならずなり、資本主義社会においてだけ国家の階級性を認めて社会主義社会ではそれを否定するようなことは論理的にもなりたたないのである。

勝間田氏も、『社会主義への道と現代』という著書のなかで「プロレタリア独裁はすでに述べたように、社会主義社会の、したがって国家の階級性を正直に述べたのであって、その前提には、ブルジョア社会は、したがってその国家はブルジョア独裁の社会であり、国家である、という科学的認識にたっている」（一四八頁）ということを強調している。すなわち、「プロレタリア独裁という言葉はブルジョア独裁に對置して考えた、社会主義社会の階級的性格を明確化したもの」（一四七頁）にほかならず、その「前提」には、ブルジョア国家はブルジョア独裁であるという「科学的認識」がある以上、現代国家の階級性を承認すれば、必然的に社会主義国家の階級性も承認するほかはないのである。

ということは、逆にいうと、社会主義国家の階級性を否定すれば、必然的にその「前提」となる資本主義国家の階級性も否定しなければ理論的になりたたなくなる。したがって「構想」が、プロレタリアート独裁を否定している以上、階級国家論そのものの否定になり、明らかに大会決定に違反したことになる。

したがって、第二七回大会で『道』がつぎのように補強されたのは、それが階級国家論の立場にたつきりかならず認めざるをえない本質的な補強であったからだといえることができる。

「日本における社会主義建設のための階級支配は、武力革命をおこなったソ連や中国と異なるが、それはプロレタリア独裁の本質における相違ではなく機能のあらわれ、形態の相異なることを明確にした」(九三頁)。

そればかりではない。「構想」には「権力」とか「政権」という用語はたくさんでてくるが、たとえばつぎの文章をみると、階級国家論以前の問題として、いったい「権力」というものをどうとらえているのかという根本問題がでてくる。

「今日の資本主義とその権力は、われわれの構想する社会改革を通じて勤労諸階層——社会の多数者である勤労大衆の中に移行することになる。そしてその形態は支配管理と抑圧とは全く違った方向、分権、参加、連帯という新しい構造に転化する」

さきにもたように、「構想」は革命をあからさまに否定しているので、ここでいう「権力の移行」が革命を意味しないことは明らかであるが、問題は「権力」が「勤労大衆の中に移行する」という意味である。そこで思い出したことは、この「学習テキスト」ではないつものまにか削除されているが、草案には「権力の国民への分散、すなわち分権」という文章があったことである。したがって、「権力が勤労大衆の中に移行する」ということは、明らかに「権力」を国民の中に「分散」させること、つまり「権力の国民への分散、すなわち分権」という意味でこういう表現が使われていることはまちがいない。だが、国家権力というのはその性質上「分散」させるものではない。もしほんとうに「分散」させようとすれば、そのときは権力そのものの必要性がなくなるとき、すなわち死滅するときであろう。いずれにせよ、階級国家論以前の問題として、そもそも起草者たちは国家権力というものをいったいどうとらえているのかということが問題となる。だが、この「解説」のどこをさがしても、「構想」がどういう意味で「権力」とか「政権」という言葉を使っているのかという解説もみあたらない。これでは「学習」のやりようがない。というより、「解説」は、つぎのような支離滅裂な説明をすることによって、かえってこの問題をいっそう混乱させているのだ。

「われわれがめざすのは権力——政治権力だけでなく、司法や警察、あるいは自衛隊、経済の支配機構など——を一つ一つ奪取してわれわれが握るといふ論理の社会をつくる、ということではない。平和革命においては、その権力の移行も含めて民主的な過程でなければならぬ」。

「権力を一つ一つ奪取して」というのもおかしい方だが、それはさておき、ここでいう「権力」とは、「政治権力だけでなく、司法や警察あるいは自衛隊、経済の支配機構など」ということになる。つまり「司法や警察あるいは自衛隊」は「政治権力」の機構ではないというのだ。そうだとすれば、ここでいう「政治権力」とはいったい何か？ また、「政治権力」のほかに「経済の支配機構」、つまり経済権力があり、それもふくめて「権力」というのか？ これらの点についての明確な「解説」がない以上、やはり「学習」のやりようがない。さらにまた、「権力を奪取してわれわれが握る」ことは、「民主的な

過程」ではないのか、国民の圧倒的支持をうけて議會を通じ、「民主的な過程」を通じて権力を「奪取」し、「握」っても、「民主的な過程」ではないのか、

空想と現実の矛盾

一月三〇日付の朝日新聞によると、民社党ではいま党名変更論議がおこり、「民社」の「社」つまり「社会主義」を党名から削りたいとの意向が強まっていること自体が背理なのである。なぜかという点、第一章で軍拡や食糧、人口、資源問題や合理化の問題など資本主義体制の危機を「体制の違いを越え」た「人類存亡の危機」であるかのようにえがき、この「人類危機の解決」が「社会主義」だといっているのをも明らかのように、また第四章ではさらには「きり」と「人間解放」という見出しまで掲げて、「あらゆる疎外から人間を解放し」とか「すべての人間を解放し」などとのべているのをも明らかのように、この「構想」のいう「社会主義」というのは、実は超階級的・超体制的な「人間解放」という空想の産物でしかないからである。つまり、「体制の違いを越え」たものであるならば、ほんとうは「社会主義」といってはいけなはずなのに、資本主義と対置させて言葉だけの「社会主義」をいうものだから、いままで指摘してきたような問題が生じるのである。ほんとうは、超現実的学者の空想の産物でしかないのに、やはり現実は無視できずにあたかも現実の資本主義の矛盾や危機の解決案であるかのようにしめそうとするものだから、支離滅裂にならざるをえないのである。

たとえば、一方では「体制の違いを越え」た「危機」といいながら、すぐその後で「これらの危機は利潤追求を優先する資本主義によって絶対的に解決が不可能である」という。体制をこえた「危機」を、「社会主義」なら解決できるというのは、まさに支離滅裂である。

しかも、これらの「人類存亡の危機」にたいし「豊かな解決能力を示さない限り、社会主義は人類にとって魅力あるものとなりえない」として、この「構想」がほかならぬその解決の「具体像」であるとしながら、さきにも述べたように肝心の「具体」策は何一つしめていない。ただ、これから「二一世紀」にむけて「現代の諸問題を解決する改革計画をつくる能力」とか、「社会の各分野で具体的に建設の構想を描く能力」とか、「自立と連帯——連合する国民的統合の能力」とか、「政権を担い発展させる能力」等々を「発展させる」というだけである。

もちろん、「能力を発展させる」ことに反対ではないが、「一刻の猶余も許されない」「人類存亡の危機」「破局」が迫っているなどといいたが、これからのんびりと「二一世紀」にむけて「改善計画をつくる能力」や「構想を描く能力」等々を「発展させる」というのもやはり支離滅裂というほかはない。

これがたんなる学者の作文であれば笑ってすますこともできようが、党の「学習テキスト」として押しつけられてくる以上、かえってこれを絶好のチャンスとして徹底的にその正体を暴露する必要がある。

(つづく)

◇資料と解説◇

「違憲・合法論」と社会党の任務

「ニュー社会党」の「ニュー」の目玉と党内外で論議を呼んだ、いわゆる「違憲・合法論」は、党内外のはげしい反対論のなかで、運動方針案には盛り込まれないこととなった。次回くわしく検討するが、しかし、方針案にはわざわざ「自衛隊は法的存在」との一句がもられている。今後、監視が大切だ。

監視を力あらしめるためには、**力**が必要だ。その**力**はここに紹介する「社会党香川県本部」「高松総支部」の意見書の作成にみられるような、さまざまな行動から生まれることが銘記されなくてはならない。

これと同時に、日本社会党は、「行革」、労戦再編成のゆくえと密接にかかわる原発問題についても、二月一日、社会党執行部、同党原発対策全国連絡協議会と総評指導部は、衆議院第二議員会館で連絡会議を開き、あらためて、資料3に示した方針を確認した。従来立場を堅持していることが特徴である。

資料1 日本社会党香川県本部（一九八四・一・二八）

自衛隊の「違憲・合法論」についての意見書

八三政治決戦をはじめ一連の御奮闘に対し心より敬意を表します。

総選挙後の保革伯仲の状況を背景に、今後更に中曽根反動内閣と対決し、国民生活と平和と民主主義を守るため、私も香川県本部も奮闘していく決意であります。

このような時期にいわれる自衛隊の「違憲・合法論」が提起され、県内的にも大きな議論となっております。県本部はこの問題について二度の執行委員会と総支部代表者会議で討論し、この意見書を作成しました。

1 『月刊社会党』一月号に掲載された石橋委員長と小林直樹教授の対談（非武装中立をいかに進めるか）の中で、委員長より自衛隊の「違憲・合法」論が提起されました。（同誌二七頁）

石橋委員長が著書『非武装中立論』（社会新書）で示された非武装中立へのプロセスについて私どもは十分理解しています。つまり、①政権の安定度、②隊員の掌握度、③平和中立外交の進展度、④国民世論の支持等を勘案して平和国土建設隊を創設するなどして非武装中立の実現をはかっていかなければなりません。

『月刊社会党』の対談についてもその主旨には賛同するものでありますが、「違憲・合法論」という表現については、一般的にわかりにくく、適切なものとは思われません。

2 まず第一に、法理論的にはありえない表現であり、国民一般に理解されるものとはいえ、多くの人たちからその点が強く指摘されているところです。こういう逆説的な表現は、憲法第九八条の違憲立法についてはその効力を認めないという規定を無視し、今日広く定着している護憲の党日本社会党というイメージに混乱を与え、黨員はもと

より支持者の合意を得られるものではありません。

第二に、政治論的には社公合意を基本として連立政権構想へのステップとするのなら、党の基本テーゼである「平和四原則」の再軍備反対にかかわる重要な提起であります。自衛隊合憲を打ち出している中道勢力に対する働きかけとしての「違憲・合法論」は、社会党の存在価値そのものにかかわる根本的な問題であると思われまします。したがってこういう自衛隊の存在を「合法」化させるような誤解を招きやすい表現は慎重に避けなければなりません。

第三に、違憲であるが合法であるという表現は、どちらに重点をおいたとしても、社会党から全ての運動のエネルギーを奪いさってしまうといっても言いすぎではないと思います。

自衛隊が発足以来、今日までなお憲法違反の軍隊として合法化が許されていないのは、戦争の悲惨な体験と、戦後日本の平和運動の輝やかしい成果であり、社会党・総評を中心とした護憲運動の成果でもあります。この点からも合法という表現は避けなければなりません。

基地反対闘争、スト権奪還闘争等、基本は護憲だという訴えを続けている労働運動に對して、この合法論は労働者から闘いの根柢をうばうことになり、香川県的には「憲法をくらしの中に」のスローガンの下、革新県政を誕生させ、それを継続発展させてきている今日、私どもにとって今回の問題はきわめてきびしい内容の提起となっていることを、切に想起していただきたいと思ひます。

また、今日、世界的には反核・軍縮の運動の高まりの中で、わが党の非武装中立の基本理念と運動がますます現実的正しさを増してきていることをぜひ重視してもらいたいものです。

3 御案内のとおり、五〇兆円強の一般会計、二一兆円の財投計画を含む五九年度の政
府予算案を政府は決定しました。マスコミ等の論調もこれにはきびしく、誰が見ても軍事費突出国民生活の圧迫、国民負担の増大などの反国民的な内容となっています。

そして、軍事費は近いうちにGNPの1%突破が確実になろうとしている現在において「違憲・合法論」では有効な大衆運動を展開することはできません。

総じて、自衛隊の「違憲・合法論」は、党内的にも未成熟な概念であることはもちろんのこと、不適当な内容を持ち、また不適切な表現であるといえます。

したがって、社会党の運動方針案よりこれら一連の問題については削除され、従来の基本方針を堅持されるよう意見を申し上げます。

最後に、第四八回大会が、党の団結と統一を更にかため今後の発展のために実りある大会となることを念じ、あわせて香川においても「非武装中立論」の学習と討論を深めていく決意をのべ、意見書といたします。

資料2 日本社会党高松総支部（二九八四・一・二七）

「違憲・合法論」に対する意見書

私たちは総選挙で、非武装中立政策を前面にかかげ、自民党の軍拡路線と対決する石橋委員長を先頭に闘ってきた。石橋委員長は「軍事力は認めるかぎり自己増殖をつづけて歯止めがきかない。社会党が自衛隊を認め、ものわかりのよい社会党になれば日本の平和はどのようなか、理念と言われても非武装中立政策をかかげて軍拡と対決しよう」と訴えられました。

現在、党内外で議論されている自衛隊・合法論は、党員・支持者にとまどいと失望感を与えており、非武装中立社会党に石橋委員長というイメージで高まりつつある期待感がくずれ「ガクンときた」「社会党も中道になったのか」「非武装をおろした社会党になが残るのか」など多くの批判の声が寄せられている。

高松総支部は、支部代表者会議の全会一致で違憲・合法論に反対する意見書を採択し、党機関に反映することとする。

記

1 違憲・合法論に反対する意見

① 日本社会党は戦後、平和主義・民主主義・社会主義をかかげて結成以来、平和と民主主義の確立の先頭に立って闘ってきた。

戦争はもうごめんだという国民の願いは憲法に結実し、国民の平和を守るとりでとして大きな役割を果たしてきた。わが党は、自民党の憲法をなしくずし的に空洞化する動きに対し、反基地・反自衛隊・反安保などの闘いを平和四原則（全面講和・中立堅持・軍事基地反対・再軍備反対）にもとづく闘いをすすめてきた。今日の非武装中立政策は党として党の歴史の中でうちたてられたものであり、平和を求める国民の共有財産である。

国際的にも軍事力・核の脅威が叫ばれており、平和維持のための全面軍縮は国際世論となっており、非武装中立政策は現実的な意義を高めている。自民党の軍拡路線の違憲性・非現実性こそ訴える時である。

② 憲法は国の最高法規であり、違憲の法律は効力を有しない。又、私たちの義務として憲法が守られる不断の努力が必要である。

国会の多数によって合法的に作られたものでも違憲なものは違憲である。

仮に合法論をとるならば、自民党多数による憲法の空洞化に合法の根拠を与え歯止めがなくなる。

さらに、護憲闘争そのものの基盤を失い、スト権・基本的人権をはじめとする憲法をよりどころに闘っているすべての活動に混乱を与え活動を否定することにつながる。

③ 社会党を中心とする革新連合政府のもとで違憲の存在である自衛隊を段階的に解消し、憲法にもとづく日本の平和と安全を確保することは当然である。

その場合の手段として院内外の活動を通じて合法的に行うことも否定しないが、自民党政権のもとで合法的であるとするのは、事実上自衛隊の増強、自民党の軍拡を認める

ことにつながる。

当面の連合は、緊急課題である、軍拡阻止・国民生活を守る一致する政策で統一して闘うことであり、政党内の基本路線が一致することではない。

2 党の機関運営について

党是である基本政策について党内合意の手続きもふまず、なしくずしに合法論を党内に持ちこみ定着させようとするやり方は機関中心の党運営に反する。

党員の中からも、党中央は何を考えているのかわからんとその声は高まっており、党内の議論を徹底的に行い、決まったことを全党で実践することなくして、党の活性化や国民の信頼を勝ちとることはできない。

国会を中心とする、なしくずし合法論の定着化の動きは凍結し、党の機関で討論を深めるべきである。

資料3 原発対策についての社会党・総評の確認

原子力船「むつ」、放射性廃棄物の処分方法、再処理工場等がいきづまり、先行したアメリカにおいては原子炉の深刻な脆化が表面化し、スリーマイル島事故以来一〇〇基をこえる原発の建設が中止され、また重大事故発生確率が以前の予測値より桁違いに高いことが判明するなど、原発は安全性が確認されるどころか、むしろ危険性が実証されるにいたった。

他方では、通信衛星の自衛隊による利用を「平和目的」と歪曲して法律や国会決議を空洞化される危険性が増している。

従って社会党と総評は、従来通り国民の生命と生活を守るために実用原子力施設の建設に反対する方針を堅持してゆくことを確認し、自民党政府と企業に次のような課題の実現を迫る活動を強力に展開することとする。

一、軽水炉、新型転換炉、高速増殖炉、ウラン濃縮施設、再処理施設等は実験室・研究室の段階にとどめ、「原型」・「実証」・「商業」の名称のいかんを問わず、これ以上の建設を中止すること。

二、原子力船「むつ」の新定係港建設と試運転の計画は中止し、廃船処分とすること。

三、放射性廃棄物の海洋投棄計画は無条件に中止し、陸上の大貯蔵センター計画や処分計画も中止すること。

四、放射性被曝規制基準の緩和計画は白紙撤回するとともに、被曝労働者の実態を公表し、その完全保償を行うこと。

五、原子力施設に関する資料の全面的無条件公開を行うこと。

六、「自衛隊による利用は平和目的」であるなどという、「非軍事」の趣旨を歪曲した通信衛星「さくら2号」の防衛庁に対する利用許可を即時白紙撤回し、宇宙開発事業団法第一条と国会決議を厳守すること。

以上の目標をもって今後必要に応じて随時社会党・総評・原対協により連絡会議を開く。

勤労階級の「安全保障」を犠牲にした 独占の「総合安保」予算

— 八四年度政府予算案批判(二) —

「行革」予算の現代版

今回は、今年度政府予算案の歳出面の紹介と批判である。(ただし、表6は前回の歳入にかんする補足である)。

表6 増税後のマイカーの年間税負担
(国税・地方税計)

(1600 cc 車の標準車・単位円)
日本自動車工業会試算

物 品 税	買った年	増税額	車検の年	増税額
自動車取得税	134,600	7,000	—	—
自動車税	51,050	310	—	—
自動車税	39,500	5,000	39,500	5,000
揮発油税	54,720	0	55,720	0
地方道路税	9,840	0	9,840	0
自動車重量税	37,800	0	37,800	0
	327,510	12,310	141,860	5,000

表7 84年度一般会計歳入歳出予算

(歳入) (単位 百万円)

	概 算 額	伸び率
◇ 租 税 及 び 紙 収 入	34,596,000	7.1
◇ 所 得 税 他 債 権	3,351,214	△29.0
◇ 公 債	12,680,000	△5.0
◇ 合 計	50,627,214	0.5
(歳出)		
◇ 社 会 保 障 費	9,321,042	2.0
◇ 科 学 振 興 費	410,810	3.2
◇ 文 学 振 興 費	9,155,073	11.7
◇ 給 与 等 費	1,601,125	△0.2
◇ 地 方 財 政 関 係 費	9,069,300	18.2
◇ 公 共 事 業 費	2,934,645	6.6
◇ 災 害 復 旧 計 画 費	6,313,950	△0.9
◇ 経 済 協 力 策 費	206,089	△27.5
◇ 小 企 業 対 策 費	6,520,039	△2.0
◇ 食 糧 管 理 費	543,879	7.9
◇ 予 算 外 費	229,238	△5.5
◇ 他 の 事 項 費	603,171	0.9
◇ 予 算 外 費	813,204	△11.0
◇ 予 算 外 費	4,335,260	△1.3
◇ 予 算 外 費	350,000	0.0
◇ 合 計	50,627,214	0.5

(A)独占資本の経済的、政治的、軍事的利益すなわち独占資本にとつての「総合安全保障」のために、財源を最大限かつ優先的にふりむけ、(B)労働者はじめ勤労階級には政治的「アメ」として仕方なくふり向ける、したがってたたかう力が弱まれば、いつでもいくらでもカットする、というのが国家独占資本主義的な財源支出の原則である。「行革」予算は、その現代日本版である。

歳出総額は約五一兆円、八三年度に比べ〇・五%の微増、国債費と地方交付税を控除した「一般歳出」には〇・一%マイナスという、五五年以降二九年ぶりの「緊縮」予算となっている(表7)。

防衛費だけが突出

だが、このなかで防衛関係費は今年も「聖域」扱ひされ、在日米軍提供施設費二五%増をはじめ総額で六・六%増、二兆九、三〇〇億円、くわえて「後年度負担」(つけ買い)が八・八%増、二兆一、五〇〇億円と四年連続して大幅に突出した。防衛費の「唯一のドメ」とされるGNP一%枠は、今年度ベアが三・〇七%以上だと今年度中に突破するが、

NATO方式にならって軍人恩給(一兆六、〇〇〇億円)を加算すれば、すでにとつくと突破している(表8)。国鉄の赤字が喧伝される昨今であるが、その中で例えばロトカル線関係の赤字は約三、〇〇〇億円である。だがこの赤字もF15戦闘機約三〇機カットしただけでお釣がでる。いかに巨額な浪費であることが(表9)。

表8 「行革」予算下の防衛関係費の激増

(単位:億円%)

	防衛関係費		後年度負担		B/A
	金額(A)	伸び率	金額(B)	伸び率	
1980年度	22,302	6.5	12,715	38.3	57.0
1981年度	24,000	7.61	13,490	6.1	56.2
1982年度	25,861	7.75	17,500	29.7	67.7
1983年度	27,542	6.50	19,751	12.9	71.7
1984年度	29,346	6.55	21,481	8.8	73.2

表9 主要軍事機器の価額

56 中業	58・59年度 の実績	単価
正面装備調達額 5兆3000億円	約1兆4000億円	
74式戦車 373両	120両	3億円強
203ミリ自走りゅう弾砲 72門	24門	
新155ミリりゅう弾砲 176門	58門	
護衛艦 14隻	5隻	762億円
潜水艦 6隻	2隻	331億円
P3C対潜哨戒機 50機	15機	126億円
HSS2B 対潜ヘリコプター} 43機	12機	約20億円
F15戦闘機 75機	30機	125億円
C130H輸送機 8機	2機	75億円

※ 「56中業」とは1982~87年の軍備拡張計画

その他の独占資本にとつての「総合安全保障」費も同様である。
体制的合理化推進に手厚い保護

体制的「合理化」推進のための「科学技術振興」費三・二%増、原子力開発、石油備蓄増強など「エネルギー対策」費〇・九%増、新植民地主義的海外進出(表10)のための「経済協力」費七・九%増、等々。

表10 日本の資本輸出の激増(直接投資のみ)

(億ドル・%)

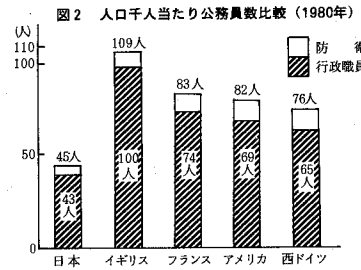
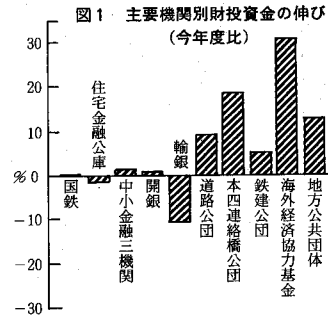
時期	期間	期間の合計	年平均
60年安保改訂まで	1951~60年度の10年間	2.8	0.28
日「韓」会談頃まで	1961~67年度の7年間	11.7	1.7
「IMF崩壊」時まで	1968~71年度の4年間	29.8	7.5
「第一次石油ショック」後	1972~77年度の6年間	177.8	29.6
「第二次石油ショック」後	1978~82年度の5年間	309.3	61.9

※ 「財政金融統計月報」付表より

また、体制的「合理化」推進のための「産業基盤」整備と不況対策のための「有効需要」投入という二石二鳥をかねた「公共事業」費は、当初予算では二%減(災害復旧の二七・五%減を除く)一般公共事業だけだと〇・九%減)となっているが、補正予算段階での追加補正が近年の慣行となっているから、「行革」下の「緊縮」予算のなかでも実質は伸び続けている。

内容的には、高速道路八・二%増、本四架橋二九・六%増、関西新空港四〇億円↓四五

億円、整備新幹線二二〇億円→一二七・二億円など、大規模プロジェクト関連予算が手厚く優遇されている。このことは、「第二の予算」といわれる財政投融资の伸びにもはっきり現われている(図1)。財投の財源のほとんどが、郵便貯金、各種公的年金の掛金など、国家にプールされた事実上の大衆貯蓄であることはよく知られているが、それがこうした使われ方をしている点にも、「行革」予算の潜在的潜在の本質がよく示されている。



資料出所：「行審白書」
注1. 行政職員には、国家公務員、地方公務員、政府企業職員を含む。

(A)に属する経費として最後にあげておかなければならないのが、国債の元利支払い分を示す国債費九兆一、五五一億円である。総歳出の約五分の一近くまで膨れ上ったその分は、人動凍結にもかかわらず、その保有(投資)者たる大企業・銀行・大金持ちに確実に支払われ、財政危機(独占のための赤字国債濫発)のしわよせによる勤労国民の生活苦をよそに、ぼろ儲けしていることである。

二年連続の人動凍結も

ついで(B)の第一は、給与改善費が前年度と同額の1%しか計上されていないことに示されているように、事実上二年連続の人動凍結の方針がうち出されていることである。これは、昨八三春闘における四・四%という史上最低の賃上げ率、公的年金の凍結ないし低スライド、生産者米価の抑制など、全勤労階級へ連動する。たとえば八二年の人動完全凍結による影響は、民間賃金への影響分を除いても、三兆二、八二八億円(神奈川県自治研センター試算)にも達している。というところは早い話、人動凍結による賃金カット分を軍事費(近年約三兆円)に充当したということもできる。くわえて、国際的にみても相対的に少ない公務員(図2)定員が、過去最大規模の三、九五三人純減(非現業一、一三八、現業二、八一五)をうち出していることも指摘しておかねばならない。

社会保障はのきなみ改悪

第二は、独占資本の「総合安全保障」とはまったく対照的に、勤労階級「個人の安全保障」費が大幅にカットされていることである。たとえば、健康保険の大改悪(表5)、約二〇%の給付削減はじめ雇用(失業)保険の大改悪(表11)、児童扶養手当の国庫補助減(十割→八割)、厚生・国民・老齢福祉・障害福祉など公的年金の凍結ないし低スライド(二%)、等々がそれである。

表11 雇用（失業）保険の改悪

◇失業給付日数（約20%の給付水準引下げ）

	被保険者であった期間		
	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
30歳未満	90日（90日）	90日（90日）	180日（90日）
45歳未満	90日（180日）	180日（180日）	210日（180日）
55歳未満	180日（240日）	210日（240日）	240日（240日）
65歳未満	210日（300日）	240日（300日）	300日（300日）
55歳未満	240日（240日）		
65歳未満	300日（300日）		

注1. () 内は現行。
注2. 被保険者であった期間が1年未満の場合は現行どおり90日。
注3. ※は身体障害者など。

◇65歳以上高齢者一時金（保険対象から外す）

被保険者であつた期間	給付金の額			
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
	50日分	100日分	120日分	150日分

教育予算も大幅削減

第三に教育関係でも、文教施設費一〇・四％減、教職員定数一、〇九一人減、私立校補助一・二％減、給食設備二七・七％減、給食牛乳補助（二〇〇cc）五↓四円へ減（！）、授業料植上げと奨学金の有利子化（前述）、等々。

農漁民にもシワ寄せ

第四に、同じ公共事業費でも、前述の大型プロジェクト等「産業基盤」とは対照的に、公団住宅が八三年三万戸から二万七千戸へ、公庫住宅五一万から五〇万へ、公営（県市町村）住宅が同五万四千戸から五万一千戸へなど「生活基盤」関係が軒並み削減されている。さらに、農漁民、小企業費関係でも、食管費一％、一、二〇〇億円減（生産者米価抑制と消費者米価値上げ）、中小企業対策費五・五％減と軒並みカットされている。

反独占闘争として予算闘争をたたかえ

他の資本主義国同様に、わが国の財政危機脱却も遅々として進まず、八四年度末で国債残高も一三二兆円（国民一人当たり約一二〇万円）に達し、また国債費も来八五年度には諸経費のトップになることがほぼ確実である。したがって、九〇年度までに財政「再建」という政府の目標（政府のいう「再建」とは、特例国債発行ゼロの意。「八〇年代経済社会の展望と指針」参照）と、公約の実現も今程度の「再建」策では不可能に近いと予想される。

だが、それだけに財政の「再建」行財政の「改革」を口実とする、いっそう大がかりな財政（中央・地方、三公社五現業ほか）「合理化」、大衆増税、「自主・自助・連帯」という名の「公約」諸負担の引上げと生活・教育・福祉の切り捨てが必至である。くわえて赤字国債の借換え容認にみられるとおり、他の条件いかによっては、国債濫発が悪性インフレ、狂乱物価を再来させる可能性も大きい。同時に軍拡と政治反動の強化も必至である。

こうみてくると、反独占・反自民の改良闘争（改良主義と同義ではない。拙著『現代資本主義と労働者』、十月社、IV参照）としての予算闘争を、大幅賃上げ、反合理化を中心とする八四国民春闘の一環としてたたかう必要性きわめて大といわねばならない。

春闘再生に全力を集中

— 第一七回青年団結集会運動の役割と課題 —

春闘を精一杯たたかう出発点

二月二十五日、二十六日に第一七回全国青年団結集会が長崎県長崎市で開催される。規模は一泊の泊り込み交流会に全国から二五〇〇人、総決起集会に長崎と佐賀から六〇〇〇人、あわせて八五〇〇人である。地元の長崎県実行委員会の仲間は財政づくり、構成詩の準備をはじめ全力をあげている。

いうまでもなく団結集会運動は「一発集会」ではない。とりわけ四年前に『生活・職場実態点検手帳』運動を全国統一闘争として提起してからは、秋闘、春闘にかけての青年労働者の持続的なとりくみとなってきた。全国集会、各都道府県、地区で開催される青年団結集会はその集約であり、また春闘を精一杯闘うための出発点である。春闘への組合方針が要求づくりからたたかいたるまで幹部「闘争」に傾き、労戦「統一」で浮足立ち、組合員のことを忘れがちになり、今や県段階に至るまで右翼的労組によって春闘の足がひっぱられ、分断されようとしているとき、青年労働者自らが下から運動をつくり出さざるをえなくなっていることの帰結であろう。

「手帳」は六〇、七〇万人の青年労働者にひろがった。一人ひとりが自らの生活をみなおし、職場や家庭で話しあい、労働者自身が要求をつくり出すという運動は十分ながらひろがってきた。それは「赤字」「財政危機」「事業危機」宣伝へのとまどいや、「どうせとれっこない」という「アキラメ」や、組合不信を、ひとつひとつ話しあい、互にはげましあいながら克服する努力であった。それが不十分ながらやり続けてこれたのは、一生懸命働き社会を支えてきた労働者の、働き続け生き続ける権利は何物にも優先して大事にされなければならない、という立場を団結集会運動が堅持してきたからであった。また、たたかいた幹部がするものではなく、組合員一人ひとりがおこすものだということを追求めてきたからであった。

努力を交流しはげましあう

こうしたつみあげに確信をもちながら、八四春闘でもう一步前進するために青年労働者は何を課題としているのだろうか。

第一に、みんなの努力を交流し励ましあうことである。高圧的な攻撃と労働組合弱体化のもとで職場ではおされている。だがやられっぱなしではない。真険に何とかしようとする指導部のいるところでは組合員みんなの創意に依拠し小さな反撃がくりかえされている。国労のある職場では、管理者にとりかこまれながら手又せず規則通りに仕事しようとなんばる仲間を、みんなが詰め所から出ていって周りで国労組合歌を歌ってはげましている。自治労のある町職労では、ステッカーも机上三角柱もみんな禁止され、このまま退れるかと「人勤完全実施せよ」と印刷したハンカチをつくり、それに弁当をつんでもちより昼食時にはいっせいに机上にひろげて意志を表している。仲間を大事にし、すこしでも反撃の糸口を切り開こうとする根性をすえ努力すれば、むしろ一人ひとりがきたえられるいい機会なのだ。表面上閉結しているかのようにみえる労働組合ではなく、一人ひとりの自覚

にもとづいて職場からほんものの団結をつくり出す絶好のときなのだ。ここを団結集会で交流し、勇気をもって職場に大衆行動を無数につくり出していくことである。

第二に、賃金討論、「手帳」づけ運動の中味を充実させていくことである。青年の賃金要求を討論してみると、食費や住居費などが要求に全く含まれていないことが多い、親元で食べ、住むことがあたり前、結婚など低賃金だからしばらくは考えない。ここは職場で討論し学習しあわねば変わらない。自立した労働者として人間らしい生活を送るとはどういうことなのか、討論し、要求し、たたかい、また討論をねばり強くくりかえすしかない。家族との討論はもっと遅れている。家庭の民主化がなければ、ほんとうに迫力ある賃金要求は出てこない。

むろん、こうした討論はすぐに労働組合全体にひろがるわけではない。しかし、労働者らしく前むきな生活のあり方をつくり出し、資本に堂々と要求し続ける核がしっかりと職場にひろがっていけば、必ず多くの仲間的心をとらえる。またサラ金や昇給、昇格差別や、生活苦のなかで「活動家」といわれる者ですらたたかい続けるのは困難になってきているのだから、やり続けねばならない課題でもあるのだ。

「首切り絶対反対」の闘争態勢づくり

第二に、首切り合理化、とりわけ配転の実態とたたかいを交流し、たたかえるようにしていくことである。団結集会はこの数年間「一人の首切りも許さない労働運動をつくろう」といつてきた。沖電気をはじめとする民間の首切り反対闘争を毎年集会でまなび、争議支援カンパをとりくみ、それなりに全体の問題にしようとする努力してきた。そして今、五九・二合理化をはじめ、まさに「配転は首切りそのものだ」といえる合理化が官公労職場に行われてきている。ところが「我が身」となると「一人の首切りも許さない」とは口でいうほど容易なことではない。全通のように組合から「翌日配達体制実施」を要求するありさまだから、たたかう前に後退させられる方が圧倒的に多い。だが、まず「きれいな事」ではない五九・二合理化の総括から、つまり配転の実態はどうか、組合の団結はどうか、組合員はどんな苦しみを味わわれているかを直視するところからはじめるしかない。二度とこういう誤ちをしないために「首切り絶対反対」と声を大にしてうたったえられるように、一人ひとり何からはじめていくか決意を新たにすしかない。むろんそういうなかでもがんばっている。国労甲府のように、一人の首切りもさせぬため強制配転排除でたたかう準備に家族ぐるみで全力を挙げているところ、全通日通内の同志のように、希望退職、他社出向、広域配転、郵政省への転用試験強要と相次ぐ攻撃に、一つ一つみんなで討論し、できるかぎりの抵抗をくりかえし、すこしづつ仲間同士の信頼と青年部への信頼を強めているところなど。そういう努力を交流し、ひろげていきたい。

第四に、賃金討論、職場の小さなたたかい、当面する首切り、配転のたたかいを、改憲・大量首切りを迎え撃つ準備組織づくりとして、より真険にとりくむ決意を全国の青年労働者の共通のものとしていきたい。そのことが反行革、反失業の統一闘争に必ずつながっていく。

学習と交流——二つの課題

企業をこえた交流と学習という意味では二つ課題がある。

第一は、民間争議組合、争議団のたたかいを全力で支えまなぶことだ。県評や地区労が一生懸命支えてきたが、右翼的労戦「統一」攻撃のなかで、大企業労組が資本と一体となゆ争議の火種を消そうとあの手この手を使ってきている。県評青婦協、地区労青婦協と力りあわせ、全力をあげてこの火種を守り育てねばならない。昨年一〇月、全国青年団結集会中央実行委員会は、争議組合をつつみともにたたかうアピールを出し、カンパ運動などを呼びかけた。

第二に、国鉄闘争だ。中央実行委員会は昨年夏、国労の仲間への激励と当局への抗議のハガキ運動にとりくみ、五万人の仲間が思い思いの激励と抗議をかきこみ送付した。第一七回全国青年団結集会の開催地は長崎だが、そこは最も悪質といわれる門司鉄道管理局の管内である。国労長崎支部の仲間は、役員の職場たち入りすら排除し、組合員一人を数人の管理職がとりかこみ「返事しろ」と胸ぐらをつかんでひきまわすようなファッショ的職場支配のもとで、歯をくいしばってがんばっている。そこで全国から結集した二五〇〇人の仲間が一〇人づつ、二五〇枚の赤旗撤布によせがきをし、長崎支部の仲間達に渡すという。

国鉄闘争は正念場だ。心の通った交流、共闘を、県・地区段階まで、団結集会運動をつうじて無数につくり出していきたい。

右翼的「統一」阻止、組合を組合員の手に

こうしたとりくみに全力をあげながら、右翼的労戦「統一」阻止、労働組合を組合員の手にとりもどす運動の力をつくることである。

長野では、国労、自治労、全林野などの青年部で「闘う労戦統一、総評の階級的強化をめざす青年集会」が準備されている。同様な企画が他にもたくさん努力されている。官公労「統一」がいよいよ日程にのぼってきたわけだから、とりわけ国労、自治労、日教組の三単産青年部の連携と行動が重要になってきた。第一七回全国青年団結集会でも「独占資本による総評解体、労働運動右傾化攻撃を許さない」をスローガンに掲げた。労戦問題は組合員不在のまま、「上」でとりひきされているだけに、春闘をつうじくりかえし青年にその危険性と、右翼的「統一」〓八五年総評解体阻止の学習、討論を組織していかねばならない。

そのためにも日常的に組合を組合員のものとする努力が必要だ。とくに賃金要求が「六%以上」などと勝手に決められてしまっている現情をそのままにしておくわけにはいかない。全組合員対象の賃金アンケートは八三春闘時に主要単産がのきなみ「中止」してしまっただが、八四春闘では全通、日教組をはじめかなり復活をみた。このアンケート結果を最大限重視し、大衆的な討論のなかで要求額を決めるといふあたりまえのことを、分会、支部など末端機関から実践し、上部に反映する努力をひき続き強めたい。賃金要求の本部原案にたいする修正案が各級機関でまじめにとりあげられ、まじめに討論されるということも多く、組合員の作風としなければ、敵になめられつ放しになるし、組合員の不信感が増大する一方だと思ふ。